

広島県告示第七十七号

次の広島県告示で指定した特定農業用ため池の指定を解除した。

令和四年二月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	令和二年広島県告示第七百七十八号
所在地	特定農業用ため池の名称
広島県江田島市	清水池外一箇所（別表一のとおり）
広島県庄原市	とくわん池外三箇所（別表三のとおり）

告示番号	令和三年広島県告示第二十三号
所在地	特定農業用ため池の名称
広島県庄原市	信清池外二箇所（別表三のとおり）
広島県三次市	貞光（別表四のとおり）

告示番号	令和三年広島県告示第四百三十号
所在地	特定農業用ため池の名称
広島県呉市	下高池外二箇所（別表二のとおり）
広島県庄原市	新池外三箇所（別表三のとおり）

告示番号	令和三年広島県告示第六百号
所在地	特定農業用ため池の名称
広島県庄原市	中間谷池外一箇所（別表三のとおり）

別表一から別表四までは、添付を省略し、広島県のホームページに掲載するとともに、広島県農林水産局農業基盤課に備え置いて縦覧に供する。